

令和元年 7 月 1 6 日

議 事 録

下 郷 町 農 業 委 員 会

下郷町農業委員会 7 月定例総会議事録

1 開催日時 令和元年 7 月 1 6 日 (火) 午後 1 時 3 0 分から 2 時 3 5 分

2 開催場所 下郷町役場庁舎 3 階 「3 0 2 会議室」

3 出席委員 (1 0 人)

会 長 11 番 渡 部 功

会長職務代理者 2 番 星 正 喜

委 員 1 番 湯 田 吉 春 4 番 玉 川 勝 久

5 番 大 竹 貫 一 6 番 佐 藤 行 正

7 番 星 希 8 番 渡 部 友 之

9 番 渡 部 博 行 10 番 佐 藤 輝 男

推 進 委 員 金 子 政 彦 渡 部 豊

4 欠席委員 3 番 小 山 常 喜

5 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

9 番 渡 部 博 行 委員

10 番 佐 藤 輝 男 委員

日程第 2 議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 3 議案第 17 号 遊休農地の非農地判断について

6 農業委員会事務局職員

・ 議案説明のため出席した職員 事務局長 渡 部 浩 市

・ 会議の書記 事務局 五 十 嵐 雛

議長 これより、会議を開きます。

本日の出席委員は、10名であります。事務局報告のとおり、定足数に達しておりますので、令和元年7月定例総会を、開会いたします。

本総会には、2議案、14件を提案いたしますので、委員各位の慎重なる審議をお願いいたします。

それでは会務の報告を、おこないます。事務局から報告をさせます。

局長 (会務の報告)

議長 これで会務の報告を終わります。

日程第1、議事録署名委員の指名について、を議題といたします。

議事録署名委員は、会議規則第8条の規定により、9番渡部博行委員、10番佐藤輝男委員の両名を指名いたします。

両名には、本定例総会における議事録のご署名をお願いすることといたします。

議長 直ちに、議事に入ります。

日程第2、議案第16号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明を求めます。

局長 それでは、1ページをお開きください。

議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地法第5条の規定による農地転用が、その当事者より下記のとおり提出がありましたので、農業会議へ意見を求め、意見書を付して県知事に進達するものとする。

令和元年7月16日提出 下郷町農業委員会 会長 渡 部 功

2ページをご覧ください。

番号1について、ご説明いたします。

譲受人は、[REDACTED] [REDACTED]、譲渡人は、[REDACTED] [REDACTED]です。

申請地は、[REDACTED]、畑、9,358㎡で、土砂採取に伴う一時転用で使用貸借権を設定するものであります。

申請事由は、砂利採取地の埋戻し、土砂を確保するため、申請地は、傾斜がきつく、耕耘に支障をきたしているので、地盤の傾斜を緩くし、耕作しやすい形状に整備するものであります。

5ページは、位置図です。申請地は、[REDACTED] [REDACTED]に位置しており、こちらから[REDACTED]

局長 番号1について説明いたします。

まず、先ほどの説明のとおり、農振農用地の区域内にある農地であります。土砂採取による一時転用でありますので、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、必要な資金については自己資金金額で完成させるとのことで、通帳の写しも添付しており、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みについて、砂利採取ではないので、行政庁の認可は必要ありません。

農地以外の土地の利用見込みもございません。

計画面積の妥当性につきましては、申請地の地盤をなだらかにするという農地改良ですので、妥当かと考えます。

一時転用することによって生じる周辺の農地に係る営農条件への支障の有無につきましては、申請地は、4方向すべて道路に囲まれており、境界から保安距離を2m離しているため、周辺農地の営農条件の支障はないと考えられます。

法令や条例により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況につきましては、福島県景観条例、土壤汚染対策法の一定規模以上の土地の形質の変更の届け出も6月26日付けで提出し、受理されており、問題はないと考えております。

続きまして、番号2について説明いたします。

まず、農振農用地の区域外にある農地であり、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であり、第2種農地と判断します。

次に、資力及び信用についてですが、必要な資金については、借入金で完成させるとのことで融資の決定通知書も添付されており、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者は、おりません。

許可を受けた後、遅滞なく供することの確実性につきましては、経済産業省、東北電力との契約期限がありますので、遅滞なく施行するものと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等については、経済産業省の事業計画の認定も受けており、問題はないと考えます。

農地以外の土地の利用見込みもございません。

計画面積の妥当性につきましては、算出根拠が示されており、妥当性があると思われます。

農地の転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす有無でござい
ますが、周辺農地は、 の農地であり、太陽光は、取水もあり
ませんし、汚水も発生しませんので、支障は無いもの考えます。

法令等により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況は、ござ
いません。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの、事務局説明、現地調査報告、農地法第5条の要件につい
て質問、意見等ございませんか。発言のある方は挙手を願います。

4 番委員 2 点ほどお伺いします。

まず、No.1 の部分で、5 ページの位置図がありますが、前は道路で
水平にして落差はどのくらいになるのでしょうか。

局 長 断面図で見ますと、最大で5 mほどになります。

4 番委員 太陽光発電は、個人で東北電力に売電するのでしょうか。

局 長 が、自分で建てて自分で電気を売りますようです。

2 番委員 売電価格が、当初の1/4、1/5になるという話がありますが、採算
性が取れるのか。

局 長 収支のシュミレーションも添付してもらっています。それによりま
すと、20年で元がとれるシュミレーションになっております。

2 番委員 採算があうのか、あわないのか、心配がありますので、次の人がやる
ときに、農業委員としてアドバイスができると思い質問しました。

局 長 本人も借金してまで、やるということでの申請でありますので、採算
はあるという考えだと思われます。

議 長 そのほか、質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。議案第16号農地法第5条
の規定による許可申請について採決いたします。

お諮りします。本案を、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手を願います。

採 決 (全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第16号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり、整理番号1は、農業会議へ意見を求め、意見を付して、県知事に推達するものとし、整理番号2については、意見を付して、県知事に推達するものと可決されました。

続きまして、日程第3、議案第17号遊休農地の非農地判断について、を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明を求めます。

局 長 3ページをお開きください。

議案第17号 遊休農地の非農地判断について

「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づいて現地を調査した別記の農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断を行うものとする。

令和元年7月16日提出。下郷町農業委員会会長 渡 部 功。

初めての議案ですので、まず非農地の判断の根拠について説明いたします。資料No.1をご覧くださいと思います。

農地法の第2条第1項に農地の定義が定められております。農地とは、耕作の目的に供される土地であります。耕作をしていない土地は、農地ではないということであります。

続きまして、1ページから7ページまで抜粋であります「農地法の運用について」の制定についての5ページの第3遊休農地に関する措置の1の法第30条第1項関係（3）遊休農地の判定等のウ、再生利用が困難な農地ということで、利用状況調査の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、原則として、当該調査を行った年内に第4に基づき、「農地」に該当しない旨判断を行うこととされており、6ページの第4の遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いについて、（3）農業委員会は、農地に該当するか、否かの判断を行う場合は、次に掲げる手続きにより行うことということで、アの法第30条の利用状況調査、荒廃農地の発生解消状況に関する調査等を踏まえ、（4）の基準に従って対象地が農地に該当するか否かについて判断を行うこととされております。

7ページの（4）農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地、人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地であって、農業的

利用を図るための条件整備、基盤整備事業の実施等が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地に該当しないものとし、これ以外のものは農地に該当するものとする。

ア．その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。

イ．ア以外の場合があつて、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合。ということで、これらについては、非農地として取り扱ってもいいということになっております。

議案書の４ページをお開き下さい。

今回、非農地判断していただく農地でございます。

から の１２筆で、地目はいずれも畑で面積が１２筆で３６，０６１㎡です。所有者が外３２名でございます。荒廃農地の把握年月日は、平成２１年１月５日に、この調査が始まって以来、再生困難な農地として判断されております。

令和元年７月９日に共有地代表のの立会のもと、会長、担当地区農業委員、佐藤輝男さんと推進委員の渡部豊さんと私で現地調査をしてまいりました。

調査の結果は、灌木類がおいしげっていて、山林化しており、農業委員会の判定は、非農地として判断してきました。

１１ページが位置図になりまして、航空写真の赤く囲んだところが、になります。に位置し、１２ページが、字切図で、太い線で囲んだものが畑になります。

これらについて、先月２６日に登記官と協議してきて、農業委員会で、非農地判断すれば地目変更の登記申請ができることになっております。以上でございます。

議長 続きまして担当委員より付け加えることはありませんか。

10番委員 補足として、現地を見てきましてが、の話ですと、元々山のところを焼畑して、薬用人参を栽培していたということで、畑として登記されたということでありました。今は、栽培されなくなり、山林化しておりました。

渡部 豊 付け加えますと、薬用人参を作っていたということで、税金上の問題
推進委員 で、山林、原野より、畑だと税金が余計に取れるということも
はおしやっておりました。

議長 これでは調査結果の説明を終わります。
只今から質疑に入らせていただきます。発言のある方は、挙手を願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

4番委員 遊休農地を農業委員会で、非農地判断をすれば、農地から除外できるということか。

議長 そのとおりです。個人でも畑に杉の木を植えて、現況確認証明申請をすれば、農業委員会で認めれば、地目を山林に変更できます。

4番委員 私の地区の弥五島も畑が杉の林になっています。各地区で結構あると思います。

局長 現況確認証明については、下郷町農業委員会としては、昭和27年の農地法施行をさかいとして、前と後で線を引っ張っておりまして、農地法施行後に植林された農地は、違反転用でありますので、あまり、現況確認証明を出して来なかった経緯があります。今回は、一字すべてが山林化している。そして、共有地であることが要件になります。現況確認証明は、共有者全員の申請になりますので、とりあえず、非農地判断ですと、共有者全員の申請がいらなくなります。その辺を踏まえて、すべてができるのではなく、まずは一字すべてが山というところからやっていきたいと思います。これをやっていたら、付きっきりになってしまい、これで農業委員会の仕事が終わってしまうので、一字すべてが山というところからやっていきたいと思います。

2番委員 非農地化の判断で個人が農地の地目を変更することは、それ以上に簡単にできるのか。

局長 非農地化判断は、土地所有者が地目変更登記申請を自分でしないと登記の地目変更はできない。農業委員会は、本人に通知するだけ。そして、法務局に農業委員会が、農地を非農地判断しましたという通知するだけで、本人が地目変更登記申請をしない限り変わらない。

2番委員 税金の関係はどうなるのか。

局長 農業委員会から税務課に通知しますので、それによって、農地から山林、原野になります。

7番委員 今までやって来なかった原因はなんですか。

局 長 前の局長から聞いていませんが、あまりに膨大すぎて、手をつけることができなかったのか。制度を知らなかったかと思われます。

ただ、農業者年金とか、生前一括贈与の納税猶予を受けている人は、年金の支給停止になったり、納税しなければならなくなりますので、それらは避けていきたいと思います。

7番委員 質問ではないが、今日、午前中、推進委員と利用状況調査をしてきまして、昨年度の地図を見ながら歩いて来たのですが、とんでもない面積が耕作放棄地になっていると思ってきました。昨年度の地図でしるしをしているところと、していないところで、どこで差があるのか判断が付かず、すべて赤の表示にしたら、大変な面積になってしまうような状況でした。再生できるような状態でないので、分母を少なくするような対策をとっていかねばならない。国道のそばの農地も荒れていますから、農業委員は何をしているんだと言われかねないと思っています。ほ場整備されているところはある程度いいんですが、されていないところは、杉が大きくなって、伐採しても山が安くてかまわない状況で道もない。ここが何番地かもわからない状態になっていて、本当にこのままでいいのかと思ってきましたので、早めに対策すべきであると要望します。

渡部 豊 関連で、利用状況調査をしてまして、台帳にはあるが、地図上に地番が入っていないものが、かなりあるので、所在がわからないので、その辺はどのように調査したらいいのか。

局 長 推進委員さんに渡してあります地図は、昔の航空写真からとったもので、基盤整備されたところは地番が入っていますが、基盤整備がされていなくて、面積が小さい農地は地番がふられていませので、地元の方が推進委員になっていますので、大体、字が特定できると思いますので、よろしくお願いします。

1番委員 昨年でしたか、県の方が来たときに農振地域の国営パイロットのところの荒廃地を農振地域からの除外にするという問題が出たときに、県の方は、大々的に農業の事業をやるときに補助金はつかないという話がでていました。今は、時期早々の県の判断であり、農家の方が不利益を被らないように話をしていた記憶がある。

局長 この非農地の判断は、あくまでも森林の様相を呈しているということで、違反転用は該当しません。資料No.1、6ページをお開き願います。第4の(3)のイで、対象地が、法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定に違反すると認められる場合又は法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可に付された条件に違反すると認められる場合は、農地に該当するか否かの判断を行わないものとするになっております。

議長 ほかに、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。
議案第17号遊休農地の非農地判断について採決いたします。
お諮りします。
本案を、原案のとおり12筆を非農地とすることを決定することに賛成の方は挙手願います。

採決 (全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、議案第17号遊休農地の非農地判断については、原案のとおり、非農地とすることに可決されました。
以上で、本定例会に、付議されました議事は、全案終了いたしました。
続きまして、当面の会務予定について事務局よりお願いいたします。

局長 (会務の予定)

議長 これで会務の予定の説明を終わります。
これをもちまして本定例会を閉会といたします。

(午後2時35分)

上記のとおり会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためにここに署名する。

令和元年 7 月 1 6 日

下郷町農業委員会 議長

委員

委員